意見募集(パブリックコメント)の実施結果(案)(青少年会館分)

◆意見の提出者数:19名

◆意見の総数及び市の対応概要

対応区分の記号	対	応	×	分	件	数
0	意見を反映し、	素案を修正し	たもの			〇件
	意見の趣旨や	きえ方が既に素	案に盛り込まれてい	るもの		〇件
	意見は反映させないが、今後事業実施の際に参考とするも				〇件	
	の					
A	素案には反映で	ごきないもの				〇件
•	その他要望など	<u> </u>				19件

◆意見の概要と市の対応

No.	分	類	意見	対応 区分	回答
1			青少年会館に代わる代替施設を用意し		利用団体の方々には体験学習施設を含
			てもらえないか。	•	め、市の施設を紹介する等、個別対応
					させていただきます。
2			青少年会館の代わりに体験学習施設を	•	No.1と同様
			使用させてもらえないか。		
3			体験学習施設は日曜日の午前中は共用		日曜日等の休日は、子どもたちが自由
			使用だが、団体が使用できるよう専用使		に使用できるようすべての時間を個人
			用にできないか。	•	利用しておりますのでご理解くださ
				•	い。また、子どもたちの自由な利用を
					基本に様々な活動を子ども委員会で検
					討していきます。
4			市の都合で青少年会館の用途を変更す		No.1と同様
			るならば、活動場所について責任をもっ	•	
			て提供していただきたい。		
5			体験学習施設を日曜日の午前中、団体が	•	No.3 と同様
			使用できるようにできないか。		
6			青少年会館に代わる活動場所について	•	No.1と同様
			責任をもって提供していただきたい。		
7			青少年会館を利用している団体は他施	•	No.1 と同様
			設に充当すること。	▼	
8			青少年会館の代替施設を確保すること。	♦	No.1 と同様
9			療育施設の必要性は認めるとしても、他	♦	No.1 と同様

	の適地を探してほしい。		
10	団体の行き先を市が責任をもって確保	♦	No.1 と同様
	していただきたい。		
11	日曜日の午前中、代替施設を用意できな	♦	No.1 と同様
	いか。		
12	青少年会館にかわる活動場所を提供し	♦	No.1 と同様
	てほしい。		
13	体験学習施設を日曜日の午前中、団体が	♦	No.3 と同様
	使用できるようにできないか。		
14	体験学習施設の体育館を団体で使用で	♦	No.3 と同様
	きないか。		
15	活動場所について市が責任をもって確	♦	No.1と同様
	保していただきたい。		
16	代替活動場所の使用時間帯を青少年会	♦	体験学習施設は、子どもたちが自由に
	館と同様にしていただきたい。		使える施設として、個人使用を原則と
			しております。授業のない平日につい
			ては、午後 1 時までを貸館としてご利
			用いただいております。
17	別の代替地を用意してほしい。	♦	No.1と同様
18	別の場所の使用を許可してほしい。	♦	No.1 と同様
19	体験学習施設を日曜日の午前中、団体が	•	No.3 と同様
	使用できるようにできないか。		